

## 規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大	
担当部局	警察庁生活安全局生活環境課	
評価実施時期	平成20年9月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>[目的及び必要性] 平成20年6月に東京の秋葉原で発生した無差別殺傷事件で使用されたダガーナイフのような刃渡り15センチメートル未満の剣については、銃砲刀剣類所持等取締法第22条により正当な理由なき携帯が禁止されているものの、所持や販売に対する規制はない。しかし、ダガーナイフのような剣の形状をした刃物は、もともと刺突用の凶器として製作されたものであり、殺傷能力が高く、社会的有用性もないことから、こうした剣を使った凶悪犯罪の防止を図るため、刃渡り15センチメートルに満たないものについても刀剣類として規制する必要がある。</p> <p>[内容] 所持禁止の対象となる刀剣類として刃渡り5.5センチメートル以上15センチメートル未満の剣を新たに追加する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第2条第2項、第31条の16第1項第1号
想定される代替案	刃渡り5.5センチメートル以上15センチメートル未満の剣の販売・輸入・製造を禁止する。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)	例外的に所持の許可を受ける場合には、許可の申請に係る事務的負担が発生する。	例外的に販売・輸入・製造の許可を受ける場合には、許可の申請に係る事務的負担が発生する。
(行政費用)	許可申請に対する審査の事務的負担が発生するが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。	許可申請に対する審査の事務的負担が発生するが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	規制対象となる剣を使った事件・事故が防止され、国民の生命及び身体の被害が防止される。	これまでに販売・輸入・製造された規制対象となる剣を使った事件・事故が発生する可能性がある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用の点では、両者ともそれほど差が生じない。便益の点では、改正案では規制対象となる剣を使った事件・事故が防止され、国民の生命及び身体の被害が防止されるのに対して、代替案ではこれまでに販売・輸入・製造された、規制対象となる剣を使った事件・事故が発生する可能性があることから、便益は改正案が代替案よりも大きいと考えられる。したがって、改正案の方が代替案よりも優れていると評価できる。	
有識者の見解その他関連事項	平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して専門家・有識者から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」(座長:藤原静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授)が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。	
レビューを行う時期又は条件	当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要であると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。	
備考		